

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就業案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他	ウェブサイトURL	
該当団体数				35	14	16	4	16	14	14	1	1	8	12
群馬県	前橋市	学校教育課	027-898-5812	○	○	○	○	○	○					<a href="http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/42/60/65/p003193.html">http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/42/60/65/p003193.html</a>
群馬県	高崎市	教育委員会教育部教職員課	027-321-1298	○			○	○	○					<a href="http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2013122700572/">http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2013122700572/</a>
群馬県	桐生市	教育委員会教育部学校教育課学事係	0277-46-1111(内線687)						○	○				
群馬県	伊勢崎市	教育部学校教育課	0270-27-2787	○	○		○		○					
群馬県	太田市	学校教育課	0276-20-7084	○			○		○			○		<a href="http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0170-003kyoiku-sidou/2013-1021-1809-122.html">http://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0170-003kyoiku-sidou/2013-1021-1809-122.html</a>
群馬県	沼田市	教育委員会 学校教育課	0278-23-2111				○	○						
群馬県	館林市	教育委員会 学校教育課 学事係	0276-72-4111(内線221)	○			○	○	○					
群馬県	渋川市	学校教育部学校教育課	0279-22-2121	○	○		○							<a href="http://www.city.shibukawa.lg.jp/">http://www.city.shibukawa.lg.jp/</a>
群馬県	藤岡市	教育委員会 学校教育課	0274-50-8212		○		○	○						
群馬県	富岡市	富岡市教育委員会事務局 学校教育課	0274-62-1511(内線1373)				○	○	○					
群馬県	安中市	教育委員会学校教育課	027-382-1111 内線2233										○	
群馬県	みどり市	教育部 学校教育課	0277-76-9845		○		○	○						
群馬県	榑東村	教育委員会事務局学校教育課	0279-54-2211										○	
群馬県	吉岡町	教育委員会事務局	0279-54-3111	○	○	○		○						<a href="http://www.town.yoshioka.gunma.jp/kyoiku/syugaku_eniyo.html">http://www.town.yoshioka.gunma.jp/kyoiku/syugaku_eniyo.html</a>
群馬県	上野村	教育委員会事務局	0274-59-2657			○								
群馬県	神流町	教育委員会事務局	0274-57-2111	○										<a href="http://town.kanna.gunma.jp/?page_id=153">http://town.kanna.gunma.jp/?page_id=153</a>
群馬県	下仁田町	教育課 学校教育係	0274-82-2115				○	○						
群馬県	南牧村	教育委員会	0274-87-2011						○					
群馬県	甘楽町	学校教育課	0274-74-3131		○									
群馬県	中之条町	教育委員会こども未来課	0279-75-8824						○					
群馬県	長野原町	教育課 学校教育係	0279-82-2029						○					
群馬県	嬬恋村	教育委員会事務局	0279-96-0544	○	○				○					<a href="http://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/index.php?id=102">http://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/index.php?id=102</a>

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法								ウェブサイトURL			
				ア. 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就業内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導		ケ. その他		
群馬県	碓氷町	教育委員会事務局	0279-88-0005		○					○					
群馬県	高山村	教育委員会	0279-63-3046	○	○								○	<a href="http://vill.takayama.gunma.jp">http://vill.takayama.gunma.jp</a>	
群馬県	東吾妻町	教育課	0279-59-3017	○	○					○			○	<a href="http://www.l.town.higashiagatsuma.gunma.jp/www/contents/1346132706734/index.html">http://www.l.town.higashiagatsuma.gunma.jp/www/contents/1346132706734/index.html</a>	
群馬県	片品村	片品村教育委員会事務局	0278-58-2144				○			○		○			
群馬県	川場村	教育委員会事務局	0278-52-3458		○								○		
群馬県	昭和村	教育委員会	0278-24-5120				○	○							
群馬県	みなかみ町	教育課	0278-25-5024				○	○							
群馬県	玉村町	学校教育課	0270-64-7713	○	○									<a href="http://www.town.tamamura.lg.jp/">http://www.town.tamamura.lg.jp/</a>	
群馬県	板倉町	教育委員会事務局	0276-82-1111	○			○							<a href="http://www.town.itakura.gunma.jp/cont/s025000/d025010/20121212133955.html">http://www.town.itakura.gunma.jp/cont/s025000/d025010/20121212133955.html</a>	
群馬県	明和町	学校教育課	0276-84-3111			○	○	○							
群馬県	千代田町	教育委員会	0276-86-7008	○	○			○					○	<a href="http://www.town.chivoda.gunma.jp/kyoiku/gakkou/gakkou005.htm">http://www.town.chivoda.gunma.jp/kyoiku/gakkou/gakkou005.htm</a>	
群馬県	大泉町	教育委員会 庶務課	0276-55-0347		○			○							
群馬県	邑楽町	教育委員会 学校教育課	0278-88-5511		○										

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																			ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率	
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠	目安額			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P-T-A会費、学費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他						課税所得等の分類
	該当団体数	28	29	24	25	25	29	16	13	23	23	20	14	23	15	12	2	0	0	12						
群馬県	前橋市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.1	課税所得	前年度	304	15%未満	
群馬県	高崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	432	10%未満	
群馬県	桐生市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満	
群馬県	伊勢崎市	○	○			○	○													○					その他(災害に被災した等やむをえない事情がある場合)	5%未満
群馬県	太田市														○						1.6	給与収入(税引き前)	前年度	423	5%未満	
群馬県	沼田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○					その他支援が必要であると教育委員会で認めた者(被災児童生徒に追加)	10%未満
群馬県	館林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前年度	343	10%未満	
群馬県	渋川市														○						1	課税所得	前々年度	243	10%未満	
群馬県	藤岡市	○	○	○	○	○	○					○	○	○											10%未満	
群馬県	富岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満	
群馬県	安中市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.3	課税所得	前々年度	292	10%未満	
群馬県	みどり市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.1	課税所得	前々年度	257	10%未満	
群馬県	榛東村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1.2	課税所得	前年度	240	10%未満	
群馬県	吉岡町	○	○	○										○						○					その他学校長及び教育委員会が特に就学援助を必要と認める状態にある者	5%未満
群馬県	上野村		○																						0%未満	
群馬県	神流町																			○					生活保護認定に至らなかった方で、民生委員・教育委員会・学校長が認めた者。	5%未満
群馬県	下仁田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										5%未満	
群馬県	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										0%未満	
群馬県	甘楽町	○	○			○																			5%未満	
群馬県	中之条町	○	○		○	○	○							○							1.3	課税所得	当該年度		10%未満	
群馬県	長野原町																			○					上記アースの状況を基に判定している。	5%未満
群馬県	嬬恋村						○							○											5%未満	

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																					ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額	テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率																				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率	基準根拠				目安額																			
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が足りない者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他							課税所得等の分類	基準額の時期																	
群馬県	草津町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					5%未満			
群馬県	高山村	○	○																		○																			その他に援助が必要と認められる者	10%未満				
群馬県	東吾妻町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					当該世帯全員の所得金額合計額と特別支援教育就学援助費の需要額測定に用いる保護基準額により算出し、所得が必要額の1.2倍以下とする。	5%未満		
群馬県	片品村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					10%未満			
群馬県	川場村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					5%未満			
群馬県	昭和村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者で教育委員会が認める者	5%未満		
群馬県	みなかみ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					その他の事情により経済的に困難しており、児童生徒を就学させることが困難と認められる者。	5%未満		
群馬県	玉村町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																					5%未満			
群馬県	板倉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	その他	当該年度	247																	民生委員及び担任からの調査、意見を勘案し、教育委員会において協議、援助が必要であると認められた者	5%未満		
群馬県	明和町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	給与収入(税引き前)	前年度	340																		千代田町教育委員会が生活困窮等により援助を必要と認めた者	10%未満	
群馬県	千代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前々年度	420																		教育委員会が就学援助が必要であると認める者	10%未満	
群馬県	大泉町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	235																			教育委員会が就学援助が必要であると認める者	10%未満
群馬県	邑楽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	給与収入(税引き前)	当該年度	260																				5%未満

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																				
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会等での状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「S SW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他
	該当団体数	3	1	4	0	4	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
群馬県	前橋市					○																
群馬県	高崎市					○																
群馬県	桐生市																					
群馬県	伊勢崎市																					
群馬県	太田市			○																		
群馬県	沼田市																					
群馬県	館林市	○					○			○												
群馬県	渋川市		○																			
群馬県	藤岡市																					
群馬県	富岡市																					
群馬県	安中市			○																		
群馬県	みどり市																					
群馬県	榛東村			○																		
群馬県	吉岡町																					
群馬県	上野村																					
群馬県	神流町																					
群馬県	下仁田町																					
群馬県	南牧村																					
群馬県	甘楽町																					
群馬県	中之条町	○					○											○				
群馬県	長野原町																					
群馬県	嬬恋村																					

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																											
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																											
①都道府県	②市町村名	問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)															
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを認定	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他							
群馬県	草津町																												
群馬県	高山村																												
群馬県	東西菱町																												
群馬県	片品村																												
群馬県	川場村																												
群馬県	昭和村																												
群馬県	みなかみ町																												
群馬県	玉村町																												
群馬県	板倉町	○					○	○																					
群馬県	明和町																												
群馬県	千代田町			○																									
群馬県	大泉町						○																						
群馬県	邑楽町						○																						

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																			問C 補足事項等			
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他		
	該当団体数	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
群馬県	前橋市																							
群馬県	高崎市																							生活扶助基準額は、平成25年4月のものを使用している。(基準額の時期を変更)
群馬県	桐生市																							
群馬県	伊勢崎市																							
群馬県	太田市																							
群馬県	沼田市																							
群馬県	館林市																							
群馬県	渋川市																							
群馬県	藤岡市																							
群馬県	富岡市																							
群馬県	安中市																							
群馬県	みどり市			○																				
群馬県	榛東村																							
群馬県	吉岡町																							
群馬県	上野村																							
群馬県	神流町																							
群馬県	下仁田町																							
群馬県	南牧村																							
群馬県	甘楽町																							
群馬県	中之条町																							
群馬県	長野原町																							
群馬県	嬬恋村																							

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)												問C 補足事項等											
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対するの就学援助制度以外の取組(複数回答)													
		下げた	下げている がない	影響なし	検討中	その他	生活扶助 基準の見直しに伴 う影響が 出ないよう「対応を 行っている」	生活扶助 基準の見直しに伴 う影響が 出ないよう「対応を 行っていない」	ア 他の 認定基準 に該当する かを確認	イ 学校 や教育委員 会で家 計等の状 況を個別 判断	ウ 25年 度に対象 であった 世帯等に ついては、25年8 月以前の 基準を踏 まえて認 定	エ 特別 な事情の ある世帯 については、別の 生活保護 基準額に 一定の係 数を掛け た基準額 を用いて 認定	オ その他	ア スクー ルソー シャル ワーカー (以下「S SW」)の活 用	イ SSW 以外の外 部人材	ウ 貧困 対策に関 する資質 向上のため の教職員 研修	エ 福祉 担当部局 等と連携 した取組	オ 福祉 担当部局 と連携し た学習支 援などの 貧困対策 事業の実 施	カ 就学 援助以外 の義務教 育段階の 保護者の 教育費負担 軽減事業	キ 子供 医療費助 成制度	ク 対象 者への手 厚い支援	ケ その他			
群馬県	草津町																								
群馬県	高山村																								
群馬県	東吾妻町																								
群馬県	片品村																								
群馬県	川場村																								
群馬県	昭和村																								
群馬県	みなかみ町																								
群馬県	玉村町																								
群馬県	板倉町																								
群馬県	明和町																								
群馬県	千代田町																								
群馬県	大泉町																								基準額の時期を変更
群馬県	邑楽町																								26年度中に係数を改定予定